



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *9 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課) 1
- *10 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 2
- *11 和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則 (") 2
- *12 和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則 (") 2
- *13 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港課) 3

○ 告示

- 220 防災行政無線富士根中継局撤去工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (防災企画課) 3
- 221 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課) 6
- 222 指定自立支援医療機関の指定 (") 6
- 223 " (") 6
- 224 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 6
- 225 小田井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 8
- 226 紀の川土地改良区連合の役員の退任 (") 9
- 227 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 9
- 228 " (") 9
- 229 " (") 10
- 230 道路の区域変更 (道路保全課) 10
- 231 道路の供用開始 (") 10
- 232 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 10
- 233 道路の位置の指定 (都市政策課) 11
- 234 " (") 11
- 235 " (") 11
- 236 " (") 12
- 237 平成28年度和歌山下津港本港区内岸壁給水業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (港湾空港課) 12

○ 選挙管理委員会告示

- 19 平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号(衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の訂正 14

○ 公告

- 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課) 14

規 則

和歌山県規則第9号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則(平成19年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人和歌山県文化振興財団」を削り、「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人わかやま移植医療推進協会」に改め、「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を削る。

別記第3号様式中「職員の職務との」を「職務上の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第10号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則(昭和42年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」に、「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第4号の改正規定(「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第11号

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則(昭和54年和歌山県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第12号

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立産業技術専門学院学則(平成5年和歌山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「中学校を卒業した者」を「中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、同法による中等教育学校の前期課程を修了した者」に、「これ」を「これら」に改め、「高等学校」の次に「若しくは中等教育学校」を加え、同条第2号中「中学校を卒業した者若しくはこれ」を、「中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれら」に改める。

第14条第1項及び第15条第1項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第17条中「えない」を「得ない」に改める。

別記第1号様式中「はってください」を「貼ってください」に、「はりきれない」を「貼りきれない」に改める。

別記第2号様式中「はってください」を「貼ってください」に、「はりきれない」を「貼りきれない」に、「はること」を「貼ること」に、「しないこと」を「、しないこと」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項、第15条第1項、第17条、別記第1号様式及び別記第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

| | | | | | |
|---------------------|----|--------|------------|-------------|---|
| 「 浮棧橋方式による もの | 1級 | 和歌山下津港 | 築港小型船舶係留施設 | 和歌山市築港一丁目地先 | を |
| | 2級 | 和歌山下津港 | 西浜小型船舶係留施設 | 和歌山市西浜地先 | |

| | | | | | |
|---------------------|----|--------|-------------|--------------|---|
| 「 浮棧橋方式による もの | 1級 | 和歌山下津港 | 築港小型船舶係留施設 | 和歌山市築港一丁目地先 | に |
| | 2級 | 和歌山下津港 | 西浜小型船舶係留施設 | 和歌山市西浜地先 | |
| | 4級 | 文里港 | 文里港小型船舶係留施設 | 田辺市新庄町及び文里地先 | |

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第220号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、防災行政無線富士根中継局撤去工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

防災行政無線富士根中継局撤去工事

(2) 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年3月11日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- エ 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- オ 次の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しない者であること。
- （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者
- （イ）暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 和歌山県の発注する建設工事の土木工事業の入札参加資格を有する者であること。
- なお、建設業法第27条の23第2項の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格申請の日において有効かつ最新の総合評定値通知書によること。
- ク 契約金額が2,500万円以上となる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する専任の技術者（常勤である者に限る。）を配置できる者であること。
- ケ 測量業務に係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を配置することができる者であること。
- コ 土木関係建設コンサルタントに係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を配置することができる者であること。
- (2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからカまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のいずれかは、（1）のキ及びク又はケ及びコの要件を満たしていること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。
- （ア）一般競争入札参加資格審査申請書
- （イ）業務概要調書
- （ウ）法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （オ）使用印鑑届
- （カ）直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- （キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目
- c 県内に居住する個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）
- （ク）役員等に関する調書
- （ケ）委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 誓約書

(サ) 2の(1)のキに規定する入札参加資格を有する者であることを証する書類及び総合評定値通知書の写し

(シ) 2の(1)のクに規定する配置技術者に関する書類

(ス) 2の(1)のケに規定する主任技術者に関する書類

(セ) 2の(1)のコに規定する主任技術者に関する書類

イ コンソーシアムとして申請する場合

(ア) アの(ア)の書類及びコンソーシアムの協定書については、コンソーシアムの代表者が提出すること。

(イ) アの(イ)から(コ)までに掲げる書類については、構成員ごとに提出すること。

(ウ) アの(サ)から(セ)までに掲げる書類については、構成員のいずれかが提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者又は条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）に基づく資格の認定を受けている者にあつては、当該登録又は認定に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(エ)まで及び(カ)から(ケ)までに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のアの(ア)、(イ)、(オ)、(ク)から(コ)まで及び(シ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成28年3月11日（金）から同月22日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年3月15日（火）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年3月11日（金）から同月22日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては書留郵便で平成28年3月22日（火）午後1時まで5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年3月24日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日

（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第221号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 指 定 年月日 | 診断する身体障害の種類 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|----------------|------------------------------|--------------|-------------|--------|--------|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|--|
| | | | | | 視 覚 | 聴 覚 | 平 衡 | 音 声 言 語 | そ し ゃ く | 肢 体 | 心 臓 | 腎 臓 | 呼 吸 | 又 は う 直 腸 | 小 腸 | 免 疫 | 肝 臓 | |
| 坂野元彦 | リハビリ テーショ ン科 | 那智勝浦町立 温泉病院 | 東牟婁郡 那智勝浦 町天満48 3-1 | 平成 28.3.3 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 竹井陽 | 外科 | 済生会有田病 院 | 有田郡湯 浅町吉川 52-6 | 平成 28.3.3 | | | | | | | | | | ○ | | | | |

和歌山県告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-------------|-----------------|--|--------------|
| 有限会社松本薬局旭橋店 | 和歌山市和歌浦東三丁目6-21 | 井垣尚啓 | 平成 28.3.1 |

和歌山県告示第223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|---------------|--|--------------|
| 医療法人明成会 | 和歌山市宇田森275-10 | 医療法人明成会訪問看護ステー ション紀伊 | 平成 28.3.1 |

和歌山県告示第224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーエバグリーン東高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年10月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,220㎡
- 6 駐車場の収容台数
70台
- 7 駐輪場の収容台数
51台
- 8 荷さばき施設の面積
48㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
12.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成28年2月26日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年3月11日から同年7月11日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成28年2月17日退任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------------|
| 理事 | 北本佳久 | 橋本市高野口町大野1123番地 |
| 理事 | 小嶋春博 | 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町1706番地 |
| 理事 | 西林武仁 | 伊都郡かつらぎ町大字大谷1082番地 |
| 理事 | 米井博 | 伊都郡かつらぎ町大字萩原447番地 |
| 理事 | 中浦勉 | 紀の川市名手市場1486番地1 |
| 理事 | 植村義治 | 紀の川市名手西野322番地 |
| 理事 | 中村泰文 | 紀の川市井田106番地2 |
| 理事 | 中谷尚嗣 | 紀の川市嶋210番地 |
| 理事 | 歌富夫 | 紀の川市打田1419番地 |
| 理事 | 宮本良一 | 紀の川市上野227番地2 |
| 理事 | 林秀行 | 紀の川市古和田256番地 |
| 理事 | 溝根央 | 紀の川市東国分171番地5 |
| 理事 | 湯川勝美 | 岩出市西国分287番地 |
| 理事 | 堂本和義 | 岩出市水栖620番地 |
| 監事 | 中嶋章吾 | 伊都郡かつらぎ町大字佐野621番地の3 |
| 監事 | 高橋曠好 | 紀の川市松井105番地 |
| 監事 | 清瀧武志 | 紀の川市花野205番地 |
| 監事 | 下津清彦 | 岩出市根来1270番地 |

2 就任した役員（平成28年2月18日就任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 林義文 | 橋本市高野口町小田398番地 |
| 理事 | 谷本欣司 | 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町187番地 |
| 理事 | 薄月伸孔 | 伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地 |
| 理事 | 楠本正章 | 伊都郡かつらぎ町大字萩原449番地 |
| 理事 | 中浦勉 | 紀の川市名手市場1486番地1 |
| 理事 | 前川久博 | 紀の川市王子143番地 |
| 理事 | 中村泰文 | 紀の川市井田106番地2 |
| 理事 | 手平圭治 | 紀の川市深田69番地2 |
| 理事 | 歌富夫 | 紀の川市打田1419番地 |
| 理事 | 宮本良一 | 紀の川市上野227番地2 |
| 理事 | 林秀行 | 紀の川市古和田256番地 |
| 理事 | 溝根央 | 紀の川市東国分171番地5 |
| 理事 | 中村和史 | 岩出市西国分480番地 |
| 理事 | 堂本和義 | 岩出市水栖620番地 |

監事 中嶋章吾 伊都郡かつらぎ町大字佐野621番地の3
 監事 妹背克紀 紀の川市名手西野88番地
 監事 神崎博文 紀の川市竹房202番地
 監事 亀田保夫 岩出市今中18番地

和歌山県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成28年2月17日退任）

職名 氏 名 住 所
 理事 西林武仁 伊都郡かつらぎ町大字大谷1082番地

和歌山県告示第227号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月24日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|----------------------|
| 平成27年度第74号 | 御坊市藤田町吉田字大河原342-4外2筆 |

和歌山県告示第228号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月24日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|-----------------------|
| 平成27年度第75号-1 | 日高郡みなべ町埴田字南谷908-1 |
| 平成27年度第75号-2 | 日高郡みなべ町山内字千里谷口1611-24 |
| 平成27年度第75号-3 | 日高郡みなべ町北道字二ツ橋15-1外1筆 |
| 平成27年度第75号-4 | 日高郡みなべ町山内字諏訪の前881 |
| 平成27年度第75号-5 | 日高郡みなべ町晩稲字柳1-1 |

和歌山県告示第229号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月24日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| | |
|--------------|---------------------|
| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
| 平成27年度第76号 | 田辺市龍神村福井字中前1351外3筆 |

和歌山県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉佐野岩出線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 岩出市根来字大門池下1472番1地先から同市根来字大門池下1457番2地先まで | 旧 | 9.47 } 11.33 | 32.72 | |
| 同上 | 新 | 9.47 } 12.99 | 32.72 | |

和歌山県告示第231号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野岩出線

供用開始の区間 岩出市根来字大門池下1472番1地先から同市根来字大門池下1457番2地先まで

供用開始の期日 平成28年3月11日

和歌山県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
間野(68)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第233号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 名 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|---------------------------|-----------------------|---------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3338 | 海南市且来字馬場668番4の一部、669番1の一部 | 和歌山市手平一丁目7番20号 藪雅仁 | 平成 28.2.23 | 6.00 | 65.18 |

和歌山県告示第234号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 名 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|---------------------|-------------------------|---------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3339 | 田辺市芳養松原二丁目1225番1の一部 | 京都府八幡市八幡双栗48番地5 堀口政男 | 平成 28.2.23 | 4.50 | 18.00 |

和歌山県告示第235号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 名 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|---------|-----------------------|-------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| | | | | | |

| | | | | | |
|------|-----------------------------------|--|---------------|------|-------|
| 3319 | 岩出市西安上字村中215番1の一部、216番の一部、217番の一部 | 和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘 | 平成 28.2.24 | 6.00 | 75.45 |
|------|-----------------------------------|--|---------------|------|-------|

和歌山県告示第236号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|-------------------|--|---------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3321 | 岩出市岡田字オノ神383番1の一部 | 和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文 | 平成 28.2.25 | 6.00 | 61.80 |
| | | | | 6.00 | 26.21 |

和歌山県告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年度和歌山下津港本港区内岸壁給水業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成28年度和歌山下津港本港区内岸壁給水業務

(2) 契約期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成28年3月14日（月）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 平成28年3月14日（月）から過去5年間に、国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村と契約した同種同規模の業務を適正に履行（完了）した実績を有する者であること。

(8) 同種の船舶給水設備についての1年以上の操作・保守管理の実務経験を有する者を1名以上常時雇用している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、和歌山県役務の

提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）7特殊設備保守管理（建築物に係るものを除く。）（小分類）7船舶給水設備操作・保守管理」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者決定通知書の写しの提出をもって、次のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書（事業概要書）

ウ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ク 法人にあつては、役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（7）及び（8）に掲げる要件を満たすことを証明する書類

(2) (1) のア、イ、オ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年3月14日（月）から同月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年3月16日（水）午後5時までに和歌山下津港湾事務所総務管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年3月14日（月）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山下津港湾事務所総務管理課

和歌山市築港五丁目1番地

郵便番号 640-8287

電話番号 073-431-7266

ファクシミリ番号 073-431-7165

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年3月23日（水）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により説明を行うものとする。

く。)に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成28年3月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第2区候補者石田真敏の第2回報告分の支出の欄中

| | | | |
|------|--------------|-------|--------------------|
| 「通信費 | 2,500円」 | を「通信費 | 241,575円」に、 |
| 「今回計 | 3,066,084円」 | を「今回計 | 3,305,159円」に、 |
| 「総計 | 10,411,979円」 | を「総計 | 10,651,054円」に訂正する。 |

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成28年2月29日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成28年3月11日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成28年3月17日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。